



栃木県公報

令和6(2024)年
5月26日(日)
号外
第36号

目次

○家畜等移動禁止区域の指定	1
○患畜及び疑似患畜の届出	1

告 示

栃木県告示第313号の2

豚熱まん延防止のため、栃木県家畜伝染病まん延防止規則（昭和29年栃木県規則第27号）第5条の規定により移動を禁止する区域及び家畜等を次のとおり指定する。

令和6(2024)年5月26日

栃木県知事 福田 富一

- 移動禁止家畜等
豚及びイノシシ並びにこれらの死体並びに豚熱の病原体を広げるおそれがある物品
- 移動禁止区域
次の図のとおりとする。
- 移動禁止期間

令和6(2024)年5月26日から当分の間

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県農政部畜産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

（畜産振興課）

公 告

○患畜及び疑似患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜及び疑似患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年5月26日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
豚熱	豚	患畜	4頭	那須塩原市	令和6(2024)年5月26日	鑑定殺
豚熱	豚	疑似患畜	約16,000頭	那須塩原市	令和6(2024)年5月26日	法令殺

（畜産振興課）